

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

二級河川夏井川水系宮川の河川敷内に設置されている橋りょうは、河川法第24条及び第26条の規定に違反している。あわせて河川管理上支障となるため、所有者または管理者に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに除却するよう命ずる。

期日までに除却しないときは、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が除却し、これに要した費用について同法第75条第9項の規定に基づき原因者の負担とする。

記

- ・ 河川名 二級河川夏井川水系宮川
- ・ 場 所 いわき市内郷宮町金坂72番5地先
- ・ 対象物件 橋りょう
- ・ 違反内容 河川区域内において河川管理者の許可を得ずに橋りょうを設置した。
- ・ 除却期限 令和7年1月4日

令和6年12月6日

河川管理者

福島県知事 内堀 雅雄

【連絡先】

福島県いわき建設事務所

総務部行政課 TEL 0246-24-6109

企画管理部管理課 TEL 0246-24-6122

物件所在地及び写真

